

山梨県立大学定期試験実施規程

(平成22年4月1日制定 大学第2213号)

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の授業期間において行われる試験（以下「試験」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の告知等)

第2条 試験を行う科目は、時間割、教室、方法等の試験の概要や試験実施上の注意事項と併せて、試験のおおむね2週間前までに適切な方法で科目の単位認定者から学生に周知する。

2 試験結果の掲示方法等は、各学部による。

(試験問題の作成)

第3条 試験問題は、科目の単位認定者が作成する。

2 科目の単位認定者が非常勤講師の場合は、学務課または池田事務室が当該非常勤講師に試験問題の作成を依頼するとともに、受け取った試験問題の印刷及び保管を行う。

(試験時間)

第4条 試験時間は原則として90分とする。ただし、当該科目の担当教員の申し出及び担当教員が複数の場合などには、変更される場合がある。

(試験実施時の注意)

第5条 試験開始後、試験時間の3分の1が経過するまでは、当該試験を受けることができる。また、原則として試験時間の3分の2が経過した後に試験場から退室できる。

(受験上の心得)

第6条 試験の受験上の心得は次のとおりとする。

- (1) 試験開始5分前には定められた席に着席すること
- (2) 学生証（忘れた場合は学務課で仮学生証の発行を受ける。）を机の右上に提示し本人であることを示すこと
- (3) テキストその他の持込に関しては、当該科目の担当教員の指示に従うこと
- (4) 配布された試験問題及び答案用紙を確認の上、開始の合図で解答を始めること
- (5) 中途退出の場合は、答案用紙を机上に伏せて静かに退出すること
- (6) 不正行為は、学期の授業科目の履修全てが無効になるばかりではなく、懲罰の対象となること

(試験監督)

第7条 試験の監督は、原則として、教員により行うものとする。

(試験監督の手順)

第8条 試験の監督を行う者は、原則として次の各号の手順に従うものとする。

- (1) 試験室で試験問題と答案用紙を学生に配布する。
- (2) 学生証により学生の本人確認を行う。
- (3) 学生証を忘れた場合は、直ちに、仮学生証の交付を受けるよう指示する。
- (4) 不正行為、担当教員の指示事項及び試験実施注意事項について確認する。
- (5) 試験開始後、試験時間の3分の1が経過した時点で欠席者を確認し、当該欠席者の試験問題及び答案用紙に赤字で「欠」と記入する。
- (6) 試験途中で退室する学生には、試験問題と答案用紙を机上に伏せて退室するよう指示する。
- (7) 試験問題及び答案用紙は、試験終了時点で欠席者分も含め学籍番号順に回収する。
- (8) 回収した試験問題及び答案用紙の枚数が確認された時点で、学生の退室を許

可する。

(不正行為の取扱い)

第9条 試験実施中に不正行為があった場合は、監督者は次の各号の手順に従い対応するものとする。

- (1) 不正行為が疑われる学生を、試験室内の他の学生に支障のない場所に移動させ事実確認を行う。
- (2) 前号の確認により学生が不正行為を認めた場合は、直ちに当該学生を試験室から退出させる。この場合において、物的証拠がある場合は当該証拠を押収したうえで退出させるものとする。
- (3) 第1号の確認にもかかわらず学生が不正行為を認めない場合又は物的証拠が不明な場合は、当該学生に適宜注意を与え試験を続行させるものとする。この場合においては、当該試験の終了後に、当該学生の属する学科の長又はこれに準ずる者が同席のうえ、再度、事実確認を行うものとする。
- (4) 第2号に該当する場合又は前号の確認により不正行為が認められた場合は、当該学生の属する学科の長は、当該不正行為の事実確認の記録を教授会に報告するものとする。
- (5) 教授会は、前号の報告を受けたときは、学生懲戒規程に基づき審議を行い、その結果を教育研究審議会に報告する。

(審議結果の公示)

第10条 教授会の審議を経て学長が処分を行った場合は、当該処分の結果を公示する。

(追試験・再試験)

第11条 追試験(病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者のために行う試験)の事由及び証明する書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 本人の病気、けが：医師の診断書等
- (2) 3親等内の葬儀：会葬礼状等
- (3) 災害：被災証明書
- (4) 交通事故：事故証明書
- (5) 交通機関の遅延：交通機関の遅延証明書
- (6) その他やむを得ないと認められる事由：その事由を証明する書類

2 追試験、再試験は、原則として授業期間外に行うこともできる。

3 科目の単位認定者は追試験、再試験の有無、方法等を適切な方法で学生に周知する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。